

日本のひなた宮崎 障スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 26 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事に関して、必要な事項を定める。

2 宿泊業務の方針

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 宿泊業務の実施

県委員会は、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督及び都道府県・指定都市選手団役員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技、団体競技いずれも選手団ごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配

宿するよう努める。

(3) 障がい者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、4

(1) に掲げる者は、原則として1泊2食とする。ただし、競技特性や宿舎の状況により県委員会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(日本のひなた宮崎 国スポ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未滿での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊区分	宿泊料金 (税抜)	備考
1泊2食	1,600 円～20,000 円	通常のサービス・奉仕料 及び冷暖房料を含む
1泊夕食	1,440 円～18,000 円	
1泊朝食	1,280 円～16,000 円	
素泊まり	1,120 円～14,000 円	

※1 1泊2食料金は、1,600 円の次の金額は 2,000 円とし、これを超える金額は 500 円刻みとする。

※2 1泊夕食料金は、1泊2食料金の 90%相当額とする。

※3 1泊朝食料金は、1泊2食料金の 80%相当額とする。

※4 素泊まり料金は、1泊2食料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税及び宿泊税

入湯税及び宿泊税 (導入している地域のみ) については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿泊責任者 (宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。) が宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、20%とする。

イ 朝食を欠食した場合の控除額

当該施設の1泊2食相当の宿泊料金のうち、10%とする。

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消す場合の宿泊取消料は、宿泊取消の申出をした日に応じて、取り消す泊数全てについて各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用し、算定する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・ 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

- ・ 入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更又は取消しの申し出がない場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和9年10月21日(木)15時から令和9年10月26日(火)10時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵送により申込みことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。

(3) 宿泊責任者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整を行う。

- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。宿舎は、変更又は取消しを受け付けた場合、県委員会に報告する。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮するものとする。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、宮崎県産の食材を積極的に活用する。

- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（飲料を含む）	1,250 円以内（税抜）

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。